

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等による、川崎市内における障害者福祉施設等の整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、障害者福祉施設等の整備を促進し、もって障害者、障害児及びそれらのものの家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ市長が相当と認めた事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定されるサービスのうち、療養介護（同条第6項）、生活介護（同条第7項）、短期入所（同条第8項）、施設入所支援（同条第10項）、自立訓練（同条第12項）、就労選択支援（同条第13項）、就労移行支援（同条第14項）、就労継続支援（同条第15項）、就労定着支援（同条第16条）、自立生活援助（同条第17条）、共同生活援助（同条第18項）、又は相談支援（同条第19項）のいずれかの事業を同法第29条第1項の指定を受けて行う事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を整備する事業
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定される児童福祉施設のうち、障害児入所施設で同法第24条の2第1項の指定を受けて行う施設、又は児童発達支援センターで同法第21条の5の3第1項の指定を受けて行う施設を整備する事業
- 2 前項の事業所等に付随する、障害者、障害児、及びそれらのものの家族等、並びに地域、関係機関を総合的に支援するスペース、市民との交流を目的としたスペース等のうち、市長が相当と認めたものを整備する事業
- 3 その他、市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、別表1の左欄に規定する整備区分毎に右欄に掲げる経費とする。

(補助の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長あて提出しなければならない。ただし、同等の書類を過去に市長あてに提出しており、その内容に変更がない場合は省略することができる。

- (1) 事業所要額内訳書（第2号様式）
- (2) 事業費内訳及び事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該事業収支予算（見込）書の抄本
- (4) 見積書等補助金の算出に係る書類
- (5) 建物の配置図、平面図、立面図、工事工程表、各部屋面積表及び工事仕様書
- (6) 工事費目別内訳書

- (7) 工事請負契約書案、設計監理契約書案（総事業費に該当が在る場合に限る。）
- (8) 事業費費目別内訳
- (9) 設備等に関する内容、金額等が分かる書類（補助対象に該当が在る場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助の決定及び交付の条件）

第5条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否及び補助金額について決定し、川崎市指令書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付時期、次の各号及び事項に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

- (1) 第7条、第8条、第9条、第11条第8項、及び第19条から第21条に規定する条件
- (2) 前号の規定のほか、市がこの要綱に基づく補助金の交付をうける事業者（以下「補助金交付事業者」という。）に対して交付する補助金の財源に国費又は県費を充当する事業の場合は、前号に掲げる条件のほか、国又は県が国費又は県費を交付するにあたり、補助金交付事業者に付すことと定めている条件
- (3) 補助金交付事業者が独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産を担保に供する場合、財産の処分（抵当権の設定）を完了したときは、1か月以内に抵当権設定契約書その他必要な書類の写しを川崎市に提出すること、及び、抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部または一部を川崎市に納付させることがあることを定める条件
- (4) 補助金交付事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない条件。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) 補助金交付事業者は、所在地または代表者を変更したときは、速やかに文書をもって市長に届け出る条件
- (6) その他、市長が必要と認める条件
（補助率等）

第6条 この補助金の補助率は4分の3とする。ただし、次の各号による場合はこれによらない。

- (1) 別表1に規定する改築については、補助率を2分の1とする。
- (2) 別表1その他に規定する「市長が適当と認めた経費」のうち、市有地等に施設整備を行う場合で、地中障害物の撤去費用等、補助金交付事業者」という。）の責に帰さない事由があり、かつ市長が承認したものについて、市長が必要と認める額を補助することができる。
- (3) 第1号の規定に関わらず、譲渡又は貸付により民設化した事業所等の建替え及び別表2に規定する旧障害者地域福祉活動ホームについては、十分な資金の積み立てが困難であることを考慮し、補助率を4分の3とする。

2 補助額は別表3に規定する費目ごとに算出した補助基準額に前項に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の規定に関わらず、別表1に規定する改築については、前項で算出した金額に既

存施設の支援費制度開始前の期間における減価償却費に相当する金額の合計額を加えた額を補助額とする。ただし、この金額は、改築における建設工事費の補助基準額の4分の1を上限とする。

4 前項の減価償却費に相当する金額については、既存施設の各年の残存価格に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第10で定める定額法による償却率を乗じた額とする。

5 第2項又は第3項の規定により算出した補助額については、費目ごとに1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てるものとする。

6 補助金交付事業者の行う補助対象事業が2か年度以上にわたり継続する場合には、当該年度に係る工事の進捗状況、支出額及び着工時期を勘案して市長が定めた額を当該年度の補助金の額とする。その際、単年度の補助金額に1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てないものとする。

（補助事業の変更）

第7条 補助金交付事業者は、補助事業について、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、補助金に係る事業内容の変更承認申請書（第5号様式）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(1) 経費の配分。なお、建設工事費と設備整備費については、他の経費との配分の変更は認めないものとする。

(2) 建物の規模又は構造（事業所等の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(3) 建物等の用途

(4) 入所定員又は利用定員

(5) その他申請内容に著しい変更を生じるもの

2 前号の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業所要額変更内訳書（前項第1号の場合に限る。）第2号様式を準用。）

(2) 事業費内訳及び事業計画変更書（第3号様式を準用。）

(3) その他変更の内容が明らかになる書類

（補助事業の変更の承認及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、補助金に係る事業内容の変更承認決定通知書（第6号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止等）

第9条 補助金交付事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助金に係る事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）をあらかじめ提出し、市長の承認を得なければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認及び通知）

第10条 市長は、前号に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、承認の可否について決定し、補助金に係る事業中止・廃止承認決定通知書（第8号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（補助の条件）

第11条 第5条第1項に規定する補助の決定には、同条第2項に規定するもののほか、次

の条件を付するものとする。

- (1) 補助金交付事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (2) 補助金交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (3) 補助金交付事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。なお、当該仕入控除税額については、その全部又は一部を川崎市に納付させることがある。
 - (4) 補助金交付事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (5) 補助金交付事業者が補助事業を行うために締結する契約については、川崎市が行う契約手続きに準拠しなければならない。
 - (6) 補助金交付事業者は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱による補助金の交付を受ける経費については、これと重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、又は、J K A（旧：日本自転車振興会及び旧：日本小型自動車振興会）若しくは日本財団（旧：日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。
 - (7) 補助金交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に規定する期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (8) 補助金交付事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかななければならない。
 - (9) 補助金交付事業者は、第8条第1項及び第11条に掲げるもののほか、補助事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は前項各号に掲げる条件のほか補助金交付事業者による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者及びこれを含む共同企業体。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に規定する条件を付するものとする。
- (1) 補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助金交付事業者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りではない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

(報告の徴収等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付事業者に対し補助事業の進捗状況等について、調査し、又は報告を徴することができる。

(補助金の交付等)

第13条 補助金は設計及び工事の進捗状況等に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

(補助金交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助金交付事業者又は補助事業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に従って補助事業を行わなかったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。

(5) 第5条第2項第3号若しくは第11条規定に違反したとき。

(6) 補助金交付事業者が自らの責により事業を中止したとき。

(7) 法人又は法人の代表者が福祉施設運営等にかかる関係法令に違反したとき。

(8) 第2条第1項に掲げるものである場合であって、法人の設立が認められなかったとき。

2 前項の規定は、第17条の規定による交付すべき補助金の額の確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(事業実績報告)

第16条 補助金交付事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了する前に市の会計年度が終了したときは、いずれか早い日から起算して30日を経過する日までに、補助金にかかる事業実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 事業所要額精算書(第10号様式)

(2) 支出済事業費内訳及び事業実績報告(第11号様式)

(3) 発注実績報告書

(4) 入札(見積り)が行えないことに関する理由書

(5) 当該事業収支決算(見込)書の抄本

(6) 寄付行為の内容が分かる書類(寄付行為がある場合に限る。)

- 2 前項第3号に規定する発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第12条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果のわかる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助金交付事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助金交付事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職指名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 第1項第2号に規定する入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第12条第2項第1号ただし書きの規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 市長は、第1項の実績報告書により補助金の余剰が判明したときは、速やかに余剰金を返還させなければならない。
- 6 補助金交付事業者は、第1項に規定する補助金にかかる事業実績報告書のほか、事業費にかかる領収書の写しを、支払完了後速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第17条 市長は、前条第1項に規定する事業実績の報告を受けたときは、審査及び実地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、当該年度内の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第12号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第18条 補助金交付事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第82条に規定する請求書を市長に提出するものとする。

（財産の処分）

第19条 補助金交付事業者は、補助金の交付を受けた補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械器具等については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産処分に伴う収入等の納付）

第20条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助金交付事業者が収入があった場合、又は抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（財産の管理）

第21条 補助金交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月1日から施行する。
- 2 障害福祉施設等調査事業補助金交付要綱（平成9年2月1日実施）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に開始された障害者福祉施設等の整備事業に対する取扱についてはなお従前の例による。
（平成29年2月2日川健施第331号・市長決裁）
（社会復帰棟跡地の整備に係る補助金の額の特例）
- 4 川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱（平成18年3月14日付け17川健高事第861号）（以下「介護施設等整備費補助要綱」という。）第2条第1項第2号の規定に基づく老人短期入所施設を整備する事業に係る補助金の額の規定は、広域型特別養護老人ホーム（井田リハビリテーションセンター社会復帰棟跡地）に障害者短期入所を併設する整備事業に係る補助金の額について準用する。この場合において、介護施設等整備費補助要綱第2条第1項第2号中「老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設を整備する事業」とあるのは、「障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所」と読み替え、介護施設等整備費補助要綱別表4に規定する補助基準額は、「定員1人当たり3,550,000円」を適用する。
（本要綱の適用しない規定）
- 5 前項の補助金の額に関する規定により、本要綱第3条、第7条及び第8条第1号は適用しない。

附 則

この要綱は、平成10年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規則の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正日以前より2か年度以上にわたり継続して補助対象事業を行う補助金交付事業者については、改正日前の規定に基づき手続き等を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	整備区分	対象経費
創設	新たに施設を建設するもの。	測量調査費、地質調査費、環境影響調査費、建設設計費、工事監理費、建設工事費、設備整備費、その他市長が適当と認めた経費
増築	現在定員の増員を図るため、既存施設の建て増しをするもの。	建設設計費、工事監理費、建設工事費、設備整備費、その他市長が適当と認めた経費
改築	老朽化等に伴い、既存施設の建て替えをするもの。	
解体	老朽化等に伴い、既存施設の解体をするもの。	解体設計費、解体工事費
その他	市長が適当と認めた整備事業	市長が適当と認めた経費

別表2（第6条第1項第3号関係）

旧障害者地域福祉活動ホーム一覧（令和7年10月時点）

	事業所名称	事業所住所
1	むぎの穂	川崎区日進町13-23
2	すえなが	高津区末長1-3-5
3	たちばな	高津区蟹ヶ谷339
4	あかね	多摩区布田29-30
5	なしの実	多摩区三田2-3256

別表3（第6条第2項関係）

費目	補助基準額
測量調査費、地質調査費、環境影響調査費	当該年度予算額の根拠となった所要額
建設設計費	当該年度予算額の根拠として算出した建設工事費補助基準額に3%を乗じて得た額
解体設計費	当該年度予算額の根拠として算出した解体工事費補助基準額に3%を乗じて得た額
建設工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に第2条に定める事業に要する面積を乗じて得た額。 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
解体工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に解体建物の面積を乗じて得た額。

	但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
工事監理費	建設工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額
設備整備費	当該年度予算額の根拠となった所要額
市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた額

備考

- 1 上記費用について、実支出額が満たない場合は実支出額を補助基準額とする。
- 2 前項において、実際の延べ床面積が前項の規定による延べ床面積見込みに満たない場合は、実際の延べ床面積を用いて算定する。

第1号様式（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）川崎市長

法人(団体)名

代表者名

住 所

電話番号

次により 年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業の目的 及び内容	
交付申請額	
算出内訳	
経費配分 及び 財源内訳	
完了予定日	

〈添付書類〉 事業計画書・収支予算書・見積書等
その他市長が必要と認めるもの

事業所要額内訳書

法人名 _____

施設名 _____

(単位：円)

区 分	施設整備事業費
(A) 総 事 業 費	
(B) 寄 付 金 そ の 他 収 入 予 定 額	
(C) 差 引 額 (A - B)	
(D) 対 象 経 費 の 実 支 出 予 定 額	
(E) 補 助 金 基 準 額	
(F) 選 定 額 (DとEのうちいずれか少ない額)	
(G) 補 助 金 基 本 額 (CとFのうちいずれか少ない額)	
(H) 補 助 金 所 要 額 (Gの1,000円未満切り捨て)	

第3号様式（第4条第2号関係）

事業費内訳及び事業計画書

1 事業費内訳書

法人名 _____

施設名 _____

施設所在地 _____

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	共通仮設工事費				
	建築工事費				
	電気設備工事費				
	給排水衛生設備工事費				
	冷暖房設備工事費				
	昇降機設備工事費				
	浄化槽設備工事費				
	スプリンクラー設備工事費				
	その他工事費				
	設備整備費（対象分）				
工事事務費					
	小計				
補助対象外事業費	用地買収費				
	栽培造成工事費				
	土地造成工事費				
	外構工事費				
	設備整備費（対象外分）				
	事務雑費				
	その他				
	小計				
	合計				

2 事業計画書

(1) 施設の構造及び規模

ア 施設種別	療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 相談支援 障害児入所施設 児童発達支援センター										
イ 整備形態	創設 増築 改築 解体 建替定員増 その他 ()										
ウ 規模・構造	敷地面積_____m ² /延べ床面積_____m ² _____造_____階建て 併設の場合は内訳										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設種別</th> <th style="width: 50%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	床面積		m ²		m ²		m ²		m ²
施設種別	床面積										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
エ 定員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設種別</th> <th style="width: 50%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	床面積		m ²		m ²		m ²		m ²
施設種別	床面積										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
	m ²										

(2) 工事の施工方法

請負業者名 _____

設計監理者名 _____

(3) 施工（予定）期間

着工 _____年 _____月 _____日

竣工 _____年 _____月 _____日

(4) 開設（予定）年月日

_____年 _____月 _____日

(5) 財源 _____ 円

(内訳)

ア 公費 市補助金 _____ 円

 その他 () _____ 円

イ 借入金 _____ 円

(内訳)

 () _____ 円

 () _____ 円

 () _____ 円

 () _____ 円

ウ 寄付金その他収入額 _____ 円

エ 自己資金 _____ 円

法人住所

法人名

代表者名

年 月 日付けで申請のありました、 の
整備に関する 年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金につきましては、
川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱に基づき、次の条件をつけて、
円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 の施設整備に対して交付するものであり、申請の目的以外に支出してはならない。
- 2 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 建物の規模・構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (2) 建物等の用途
 - (3) 入所定員、通所定員
 - (4) その他申請内容に著しい変更を生じるもの
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- 5 補助事業にかかる事業実績報告は、各年度の事業が終了したとき、または補助事業が完了する前に市の会計年度が終了したときは、これらの事実があった日から30日以内に市長に提出するものとする。
- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 7 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 8 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産を担保に供する場合、財産の処分（抵当権の設定）を完了したときは、1か月以内に抵当権設定契約書その他必要な書類の写しを市に提出しなければならない。また、抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部または一部を市に納付させることがある。
- 9 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 10 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- 11 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- 12 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、J K A（旧：日本自転車振興会及び旧：日本小型自動車振興会）若しくは日本財団（旧：日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。
- 13 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、厚生労働省が指定する様式により市長に報告しなければならない。なお、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 14 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 15 所在地または代表者を変更したときは、速やかに文書をもって市長に届け出なければならない。
- 16 第1項から第15項までの各項に定めた条件に違反したとき、申請書の記載事項に虚偽のあったとき等不正が認められた場合及び計画施設の建設が不能となった場合には、補助金の交付を取り消すことがある。その際、既に補助金の交付分がある場合は、その全部又は一部を返還させるものとし、加算金等については、川崎市補助金等の交付に関する規則による。
- 17 補助金の交付予定時期及び金額

年 月 円 費

第5号様式（第7条第1項関係）

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日

（宛先）川崎市 長

法人名
代表者名
法人の所在地
電話番号

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 施設名

2 設置主体

3 事業内容の変更理由

4 設置場所

変更前

変更後

5 規模及び構造

6 添付書類

(1) 事業所要額変更内訳書（第2号様式を準用。）

（注）当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(2) 事業費内訳及び事業計画変更書（第3号様式を準用。）

（注）当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(3) その他変更の内容が明らかになる書類

第7号様式（第9条関係）

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 法人名
代表者名
法人の所在地
電話

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 施設名

2 設置主体

3 事業中止・廃止の理由

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業中止・廃止承認決定通知書

川健施第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付け 川健施第 号で申請のありました川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業中止・廃止承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 承認の条件

3 事業の概要

(1) 名称

(2) 設置予定地

(3) 開設者

(4) 規模・構造

(5) 定員

(6) 工期

第9号様式（第16条第1項関係）

年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業実績報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 法人名
代表者名
法人の所在地
電話

年 月 日付け 川健施第 号で交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業所要額精算書（第10号様式）
- 2 支出済事業費内訳及び事業実績報告書（第11号様式）
- 3 添付書類
 - (1) 当該事業収支決算（見込）書の抄本
 - (2) 寄付行為の内容が分かる書類（寄付行為がある場合に限る）
 - (3) 建物の配置図、平面図、立面図、工程表、各部屋面積表及び工事仕様書
 - (4) 工事費目別内訳書
 - (5) 工事請負契約書の写し及び設計監理契約書の写し
 - (6) 事業費費目別内訳表
 - (7) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し
 - (8) 検収調書の写し又はそれに代わるもの（該当事業がある場合に限る）
 - (9) 建物内外主要部分の写真
 - (10) その他必要な書類

事業所要額精算書

法人名 _____

施設名 _____

(単位：円)

区 分	施設整備事業費
(A) 総 事 業 費	
(B) 寄 付 金 そ の 他 収 入 予 定 額	
(C) 差 引 額 (A - B)	
(D) 対 象 経 費 の 実 支 出 額	
(E) 補 助 金 基 準 額	
(F) 選 定 額 (DとEのうちいずれか少ない額)	
(G) 選 定 額 (CとFのうちいずれか少ない額)	
(H) 補 助 金 所 要 額 (Gの1,000円未満切り捨て)	

支出済事業費内訳及び事業実績報告書

1 支出済事業費内訳書

法人名 _____

施設名 _____

施設所在地 _____

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	共通仮設工事費				
	建築工事費				
	電気設備工事費				
	給排水衛生設備工事費				
	冷暖房設備工事費				
	昇降機設備工事費				
	浄化槽設備工事費				
	スプリンクラー設備工事費				
	その他工事費				
	設備整備費（対象分）				
	工事事務費				
	小計				
補助対象外事業費	用地買収費				
	栽培造成工事費				
	土地造成工事費				
	外構工事費				
	設備整備費（対象外分）				
	事務雑費				
	その他				
	小計				
	合計				

2 事業実績報告書

(1) 施設の構造及び規模

ア 施設種別	療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 相談支援 障害児入所施設 児童発達支援センター										
イ 整備形態	創設 増築 改築 解体 建替定員増 その他 ()										
ウ 規模・構造	敷地面積 _____ m ² / 延べ床面積 _____ m ² _____ 造 _____ 階建て 併設の場合は内訳										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設種別</th> <th style="width: 50%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	床面積		m ²		m ²		m ²		m ²
施設種別	床面積										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
エ 定員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設種別</th> <th style="width: 50%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	床面積		m ²		m ²		m ²		m ²
施設種別	床面積										
	m ²										
	m ²										
	m ²										
	m ²										

(2) 工事の施工方法

請負業者名 _____

設計監理者名 _____

(3) 施工予定期間

着工 _____ 年 _____ 月 _____ 日

竣工 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 開設予定年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(5) 財源		円
(内訳)		
ア 公費	市補助金	円
	その他 ()	円
イ 借入金		円
	(内訳)	
	()	円
	()	円
	()	円
	()	円
ウ 寄付金その他収入額		円
エ 自己資金		円

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付確定通知書

川健施第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付け 川健施第 号で報告のありました川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金に係る事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の交付が確定しましたので、通知します。

1 補助金額 金 _____ 円

2 交付条件

3 事業の概要

(1) 名称

(2) 設置予定地

(3) 開設者

(4) 規模・構造

(5) 定員

(6) 工期